



第8号様式

許 可 証

令和5年9月6日

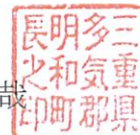
住 所：三重県伊勢市常磐一丁目3番4号

氏 名：株式会社 世古口建設南勢処分場 代表取締役 世古口 真彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の規定により、一般廃棄物処理業の許可を受けたことを証する。

三重県多気郡明和町長

世古口 哲哉



許可番号	令和5年 第20号
許可の年月日 及び有効期間	令和5年9月6日より 令和7年9月5日まで
一般廃棄物 処理業の区分	処分（中間処理）
取り扱う廃棄物 の種類及び形状	木くず、刈草
一般廃棄物処理業を行う区域（特定業 種及び特定事業所のみを対象とする場 合はその業種名又は事業所名）	明和町全域
その他条件	(1)関係法令を遵守すること。 (2)毎月の廃棄物の処理量については生活環境課まで実績報告書を提出すること。 (3)許可証の内容に変更があった場合は、直ちに変更届出書を提出すること。 (4)条件に違反した場合、許可を取り消すことがある。

複 写 厳 禁

N O C O P Y